

告 示 第 1 1 3 6 号

令和 8 年 1 0 月 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止について（告示）

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定に基づき、下記の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により告示します。

記

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
迫口医院	鹿児島市桜ヶ丘二丁目 1 0 番地 1 9	令和 8 年 8 月 5 日
リハビリホスピタル三愛	鹿児島市真砂町 7 3 番 2 0 号	令和 8 年 6 月 30 日
外園整形外科	鹿児島市下伊敷一丁目 4 4 番 1 9 号	令和 8 年 7 月 31 日
松山歯科クリニック	鹿児島市東谷山七丁目 2 7 番 2 4 号	令和 8 年 7 月 31 日